

令和 8 年度 富山市ZEH導入補助金申請の手引

都市の理想を、富山から。



SDGs 未来都市
TOYAMA

令和 8 年 4 月

《問合せ先》

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係

〒930-8510 富山市新桜町 7 番 3 8 号

TEL 076-443-2053

FAX 076-443-2122

MAIL [kankyousei-01\(at\)city.toyama.lg.jp](mailto:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp)

※(at)は@に置き換えてください。

申請書などはこちら



市ホームページ

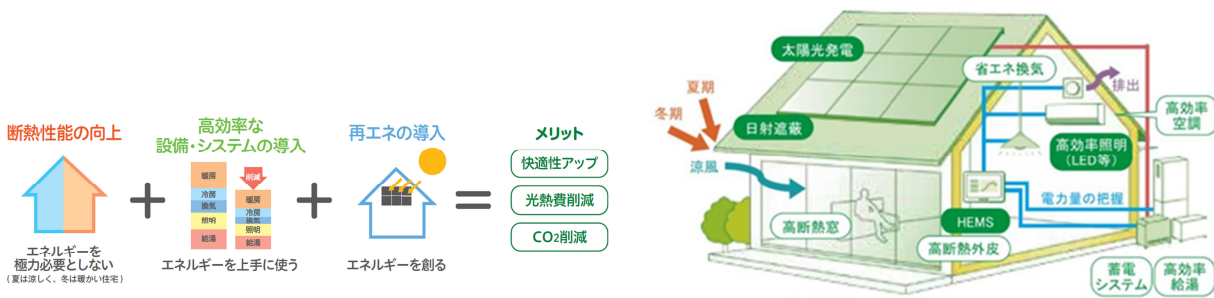
1 目的

富山市ZEH（ゼッチ）導入補助金は、市内においてZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を取得する場合に要した費用の一部を補助することにより、住宅における脱炭素化及び再生可能エネルギーの導入を促進し、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを目的としています。

2 補助金の額及び予定件数

ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは

快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率な設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁

(1) 補助金の額 1戸あたり上限20万円

以下の (A) (B) のうち、いずれか少ない額

(A) ①補助対象経費－②国等の補助金 *千円未満は切り捨て

(B) 200,000円

※子育て世帯または若者夫婦世帯の場合は、1件あたり定額3万円の補助額を上乗せします。

- ・子育て世帯 令和8年4月1日時点で18歳未満の子がいる世帯
- ・若者夫婦世帯 令和8年4月1日時点で夫婦のどちらかが39歳以下である世帯

(2) 補助予定件数 10件

※受付は先着順で行います。ただし、同日受付で募集予算額を超える場合は、抽選により補助対象者を決定します。

3 補助対象者

補助金を受けようとする方は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 補助対象住宅に居住していること。

※交付申請時に居住している必要があります。居住の有無は住民票で確認します。

(2) 市税（延滞金含む）の滞納がないこと。

(3) 暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(4) 市が行う「チームとやまし」に登録すること。

※詳細はP4「5 交付申請の手続き (5) チームとやましへの登録について」を参照してください。

4 補助対象住宅の主な要件

補助対象住宅は、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 富山市内の戸建住宅であること。
- (2) ZEHを新築、購入又は改修すること。
- (3) 国が実施するZEHを対象とした下記の補助金（以下「国ZEH補助金」）の確定通知（設置工事が完了し、実績報告書の提出後に送付される通知書）を受けているもの。

※国ZEH補助金額確定通知日が令和8年3月1日（土）から令和9年2月28日（日）までであること。

対象となる国ZEH補助金名称	担当省庁
令和7年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業のうち「ZEH支援事業」）	環境省
令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業のうち戸建住宅の「ZEH支援事業」）	

※富山市ZEH導入補助金を申請した場合、富山市省エネルギー機器等導入補助金の対象設備のうち、燃料電池〈エネファーム〉及びガス瞬間式併用型給湯機〈ハイブリッド給湯機〉の申請はできません。（併用不可）

※今後、国の補正予算の成立により、対象となる補助金が追加となる場合があります。

5 交付申請の手続き

(1)申請期間

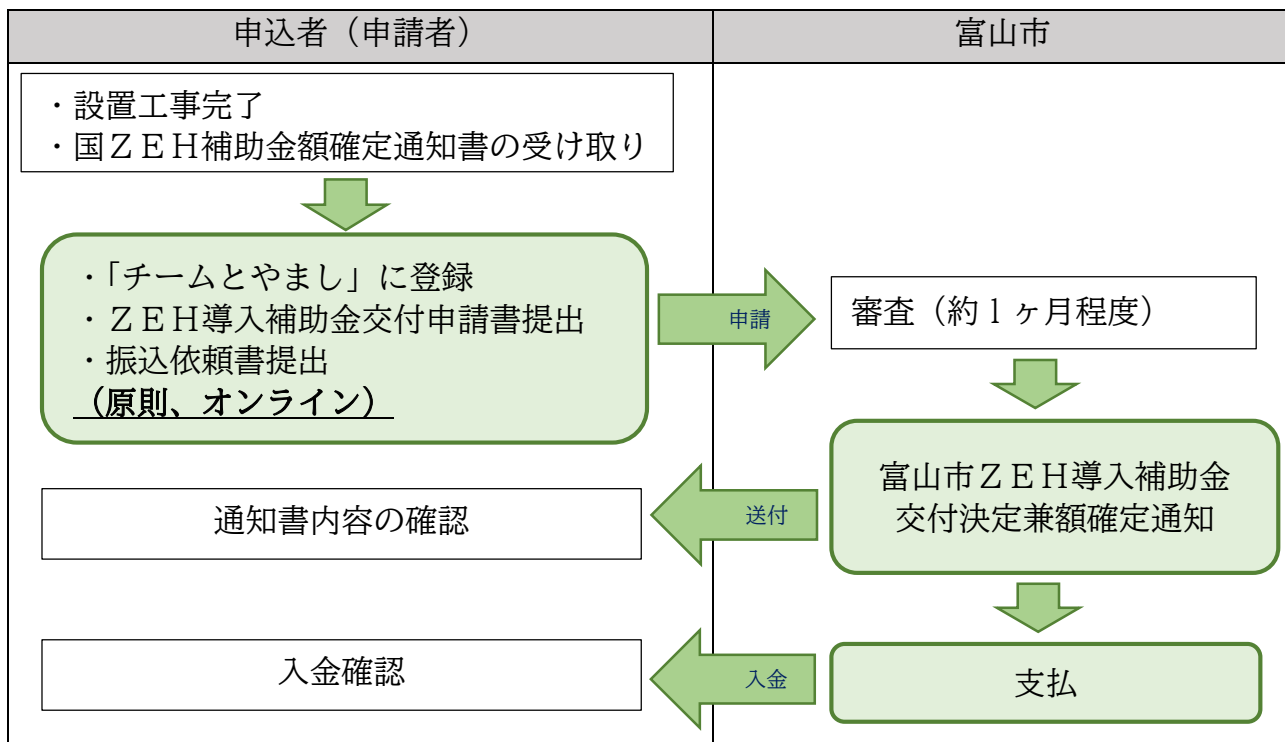
令和8年5月1日（金）午前9時から令和9年3月19日（金）午後5時15分まで

※申請できる期間は、国ZEH補助金の額確定通知日から60日以内又は令和9年3月19日（金）のいずれか早い日（土日祝日及び閉庁日（12月29日～1月3日）の場合は、その直前の開庁日）が申請期限となります。

ただし、国ZEH補助金額確定通知日が令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）までの期間である場合は、令和8年5月29日（金）が申請期限となります。期限までに交付申請書及び添付書類を提出されない場合は、補助金の交付が受けられませんので、ご注意ください。

	国の確定通知日	提出期限
例1	令和8年3月2日（月）	令和8年5月29日（金） *国ZEH補助金の確定通知日が令和8年3月1日（日）から令和8年3月31日（火）の場合は、令和8年5月29日（金）が申請期限
例2	令和8年6月4日（木）	令和8年8月3日（月） *国ZEH補助金の確定通知日から60日以内
例3	令和8年7月24日（金）	令和8年9月18日（金） *令和8年9月22日（火）が休日のため、その前の開庁日が申請期限
例4	令和9年2月6日（土）	令和9年3月19日（金）午後5時15分 *最終申請期限

(2) 手続きの流れ



(3) 提出書類

(○:提出必要、△:場合により提出必要)

No.	提出書類	
1	富山市ZEH導入補助金交付申請書	○
2	振込依頼書(ZEH導入補助金用)	○
3	国ZEH補助金額確定通知書の写し	○
4	工事契約書の写し(契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しも添付 ※1)	○
5	領収書の写し	○
6	納税証明書(原本)(最新のもの)(発行から3か月以内)(※2)	○
6-1	納税証明書不添付理由書(令和8年1月2日以降に富山市へ転入してきた方)	△
7	住民票の写し(原本)(発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載のないもの) ※子育て世帯または若者夫婦世帯で、上乘せ補助を受ける場合は世帯全員の続柄と生年月日が確認できるもの	○
8	補助対象住宅の所在地のわかる地図(住所の記載があるもの)	○

記載例等については、富山市ホームページ

(<https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/gomi/1010252/1005155.html>) をご確認ください。

※1 国補助金で導入が必須要件かつ補助対象となっている①省エネルギー性能表示評価書(BELS)の取得に係る費用、②高断熱外皮、③空調設備、④給湯設備(電気ヒートポンプ給湯機〈エコキュート・おひさまエコキュート〉、ガス潜熱回収型給湯機〈エコジョーズ〉石油潜熱回収型給湯機〈エコフィール〉電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型

給湯機〈ハイブリッド給湯機〉、太陽熱利用システムのいずれか)、⑤省エネルギー設備のうち、換気設備〈24時間換気に係るもの〉の導入にかかる経費の内訳が確認できる書類を指します。

※2 令和8年1月2日以降に富山市へ転入した方は不要です。納税証明書不添付理由書を提出してください。

【注意!】前年度を含む過去の様式は使用できません。新しい様式をホームページからダウンロードして使用してください。

(4)申請方法

原則、オンライン申請です。

下記のURLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスしてください。

—申請フォームはこちら—

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/dW4iCQXX>



<オンラインでの申請が困難な場合は、**持参又は郵送**での提出も可能です>

※追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して市では一切責任を負いません。また、郵便事故等についても、一切考慮いたしませんので、到着まで追跡可能な方法(特定記録、書留)での送付を推奨します。申請期間を過ぎた場合は、提出書類が揃っていても補助金の交付対象外となります。

※記載内容や添付書類等に不備があった場合には、不備が解消された時点で正式な受付となりますので期限までに余裕を持ってご提出ください。

※メールでの提出は不可とします。

提出先 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市環境部環境政策課 ゼロカーボン推進係 (西館7階)

申請期限 オンライン・持参・郵送問わず、令和9年3月19日(金)午後5時15分**必着**

(5)チームとやましへの登録について

チームとやまし とは

脱炭素社会の実現を目指すために、市民の皆さんや団体・事業所などが自主的にチームを結成し「チームとやまし」のメンバーとして温室効果ガスの削減を目指す市民総参加のプロジェクトです。

「チームとやまし」のホームページから登録してください。[\(https://www.team-toyama.jp/\)](https://www.team-toyama.jp/)



チームとやまし
ホームページ



ご入力いただいた内容は、個人情報を除いた上で、市で公表する場合がありますので、予めご了承ください。

6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、6年以内に処分（※）する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。処分制限期間中にやむを得ず処分する必要が生じた場合は、環境政策課に事前に相談の上、「富山市ZEH導入補助金財産処分承認申請書（様式第5号）」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要が生じますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、返還金額の全部又は一部を免除することもあります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付け、廃棄又は担保に供する等のことを指します。

7 注意事項

- (1) 補助金は予算の範囲内での受付となり、予算額に到達した時点で補助金は終了となります。
- (2) 補助金の予算残額等は、随時、富山市ホームページでお知らせします。
- (3) 申請書類の返却はできません。提出する書類は、必ず写し（コピー）を取り、控えとして保管しておいてください。
- (4) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続きについては、原則として申請者本人が行ってください。ただし、やむを得ず手続きを業者等に依頼する場合、手続きを業者等に依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いません。また、手続きを依頼した場合でも、市が発行する文書は申請者に直接送付しますので、業者等は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (5) 提出書類は、記載漏れや誤り、添付書類の不足がないか、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、市は一切の責任を負いません。
- (6) 追跡できない方法で郵送された場合は、書類未到着に関して、市では一切責任を負いません。また、郵送事故等についても、一切考慮いたしませんのでご了承ください。
- (7) 以下の場合、補助金の交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めたりする場合があります。
 - ①書類に虚偽があった場合
 - ②不正な手段による申請等があった場合
 - ③市補助金等交付規則及び市補助金交付要綱に違反した場合
- (8) 必要に応じて機器等が設置されているかの現場確認等調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- (9) その他申請にあたってご不明な点がございましたら、お問合せください。